**音声認識技術（ＡＩ）活用事業に関する企画提案公募の質問事項への回答**

* 質問票による質問

|  | 質問内容 | 回　答 |
| --- | --- | --- |
| １ | 契約書（案）第12条　単価契約書（案）第11条に（権利の帰属）  この契約により生ずる一切の権利は、発注者に帰属するものとする。  とありますが、ソフトウエアの著作権も該当しますか？ | この契約の前から受注者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラムの著作権は、受注者又は当該第三者に留保されるものとします。 |
| ２ | １．『３ 公募参加資格』について  弊社は、本業務「音声認識技術（ＡＩ）活用事業」における音声認識システム（クラウドシステム）の販売代理店です。  代表構成員が販売代理店、クラウドシステム会社が構成員とした共同企業体でのご提案の場合、契約第５条（再委託等の禁止及び誓約書の提出）の再委託に該当しますでしょうか？ | 共同企業体の構成員になった場合は、再委託には該当しません。 |
| ３ | ①　御提案予定のクラウドサービス事業者は拠点が東京にあり、大阪府下での契約行為や窓口対応についての実施が困難である為、弊社が契約代行をさせて頂く形式を取ろうと考えております。この場合も再委託の禁止要項に該当してしまいますでしょうか？提案機会の公平性とクラウドサービスという場所を問わないサービスの提案において、再委託の禁止は適切では無いかと存じます。  ②　本調達の御提案にあたり、大阪府様の入札参加資格者の業種名簿登録（例：158　情報処理用機器）は必須でしょうか？ | ①　ご質問に関しては、再委託の禁止要項に該当します。  大阪府との契約に関し、「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針」では、原則下記ア～エのいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分にのみ、再委託を承認することができる、としております。  ア　業務の主要な部分を再委託すること。  イ　契約金額の相当部分を再委託すること。  ウ　競争入札における他の入札参加者に再委託すること。  エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。  なお、事業所を府内に有することは、参加資格要件には当たりません。  ②　本事業の提案に当たっては、大阪府の入札参加資格者の業種名簿登録は、必須ではありません。 |
| ４ | ・音声認識技術（AI）活用事業に係る仕様書  　５．サービス利用イメージ  （３）本サービス運用イメージ  「本サービスの利用者ID、パスワード等を利用所属ごとに管理所属（IT・業務改革課）で発行する」とありますが、利用者ID（ユーザー名）が自由に設定できれば、パスワード認証が無い場合でも問題ございませんでしょうか。  また、弊社製品は、ユーザー名で利用者を識別します。ユーザー名は利用者が自由に変更可能であり、管理部門でシステム上での一元管理ができませんが、問題ございませんでしょうか。 | ○　利用者IDがアクティブディレクトリ等と連携し、他の利用者から利用できないなどのセキュリティ要件を満たしていれば、問題ありません。  　また、利用者IDは管理部門でシステム上での一元管理を必須条件としています。 |
| ５ | 該当書類：音声認識技術(AI)活用事業公募要領  ４ 応募手続き　(2)応募書類  ○　ク．法人登記簿謄本（１部）、納税証明書（各１部）については、写しではなく、原本での提出が必要との理解でよろしいでしょうか。  該当書類：音声認識技術(AI)活用事業公募要領  ４ 応募手続き　(2)応募書類　他各種　代表者名　押印について  ○　提出する書類（誓約書、提案書等）で、代表者名記入、押印の必要なものについて、貴庁の平成29・30年度委託役務関係競争入札参加資格の登録において、代表者（代表取締役）より受任者として委任をうけている者（支社長）を、代表者名記入し、押印（利用登録印）、し、提出でよろしかったでしょうか。  該当書類：音声認識技術(AI)活用事業公募要領  ７ 審査方法　(1)審査方法の補足について  ○ プレゼンテーション当日の審査の方法ですが、事前検証で、「音声テストデータ１.mp3」に対し、学習を行った辞書登録等のみを用い、「音声テストデータ２.mp3」「音声テストデータ３.mp3」を検証する認識で合っていますでしょうか。  該当書類：音声認識技術（ＡＩ）活用事業に係る仕様書  ○　６. サービス要件（必須要件）  区分：情報管理（セキュリティ要件）にある「認証プロキシに対応していることが望ましい」とありますが、どのような運用を想定しているか、具体的にご教示いただけますでしょうか。  該当書類：該当書類：音声認識技術(AI)活用事業公募要領 提案者プレゼンテーション  ○ ２月２６日の説明会において、３月２７日のプレゼンテーションの人数は２名までを考えているとのことでしたが、３名を認めていただけないでしょうか。  専門的内容、技術的内容、営業的内容のそれぞれに対応するため、最低３名が必要と考えております。 | ○　お見込みのとおりです。  ○　お見込みのとおり受任者として委任を受けている者を代表者としていただいて問題ございません。最優秀提案者となり、契約相手となる場合に改めて委任を受けている旨がわかる書類を提出いただきます。  なお平成29・30年度委託役務関係競争入札参加資格の登録は必須要件ではありません。  ○　府と契約した場合に提供されるサービスと同じ環境のものに「音声テストデータ１.mp3」で学習を行った状態で、「音声テストデータ２.mp3」「音声テストデータ３.mp3」の検証を行ってください。  そのため、「音声テストデータ１.mp3」の検証時点で、学習を行わせていても、それが契約時に最初から提供される内容であれば構いません。  ○　職員端末機にソフトウェアをインストールし、そのソフトウェアがインターネットとの通信を行う場合、認証プロキシに対応していることが望ましいと考えています。  また、対応できない場合は、府側で例外設定を行う運用を考えていますが、その際設定に必要なアドレス情報等が頻繁に変更されると運用作業が煩雑となるため、このような運用はしないことを想定しています。  ○　プレゼンテーションは４名以内とします。なお、プレゼンテーション当日の文章化等の作業については、６名以内とします。プレゼンテーション時は２名の方は後方で待機いただきます。 |

* 事業者説明会（2月26日実施）での質問

|  | 質問内容 | 回　答 |
| --- | --- | --- |
| １ | （公募資格について）   1. 弊社では独自でサービス提供を提供しておらず、他社への再委託となるが大丈夫ですか。 2. その場合、共同企業体での提案になるのですか。 | 1. 受注業務のうち主要業務を再委託することはできません。 2. お見込みのとおりです。 |
| ２ | （応募書類について）   1. 押印が必要な書類について、正副共に押印が必要ですか。 | 1. 押印は正本のみで問題ありません。副本には押印は不要です。 |
| ３ | （審査の方法について）   1. 3月27日のプレゼンテーションの人数制限はありますか。 2. プレゼンテーションの際にプロジェクターを持ち込みたいが可能ですか。 3. その際、リアルタイム機能はどう評価するのですか。実際のものは見ないとわからないのではないのでしょうか。 | 1. プレゼンテーションは４名以内とします。なお、プレゼンテーション当日の文章化等の作業については、６名以内とします。プレゼンテーション時は２名の方は後方で待機いただきます。 2. プレゼンテーション会場へのプロジェクターを含む電子機器の持ち込みはできません。プレゼンテーションは、応募書類のみで行ってください。 3. リアルタイム機能については、今回任意提案としており、プレゼンテーションは不要です。提案書に記載いただいた内容で審査しますので、同機能の特徴を詳細に記載してください。 |
| ４ | （契約手続きについて）   1. 契約書案は２種類あるが、どちらかひとつの契約書での契約ですか。 | 1. お見込みのとおりです。（ご提案いただいた内容を踏まえ、何れかの契約書案を基に契約いたします。） |
| ５ | （仕様書について）   1. 仕様書内（提案を求める事項）に記載されている集音機器について、提案を行う場合は、提案価格に含めるのですか。 2. クラウドサービスであること及びサーバが日本国内にある場合というのはどう評価するのですか。 3. 任意項目で導入事例の提案をする場合、製品名を使わないと提案できないのではないですか。 | 1. 提案価格には含めません。別途、大阪府で購入します。 2. 提案書にその旨記載してください。（所在地など都道府県レベルで） 3. 導入事例については、製品名を表記せずに提案してください。「Ａ社で利用している」などの形式で記載してください。 |
| ６ | （企画提案書について）   1. 企画提案書は、様式２とは別に別冊として作成するのですか。 2. 企画提案書の様式２の４と５については、別冊で作成するので様式そのものへの記載は不要と考えていいですか。 3. 企画提案書の様式２の提案金額は月額ですが、様式３の提案金額は年額ですか。 | 1. お見込みのとおりです。企画提案書は、別冊で作成してください。 2. お見込みのとおりです。 3. 様式２と３共に月額料金（税込）です。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ７ | （提案書作成要領ついて）   1. 提案書の中に審査項目一覧書を添付することとあるが、提案書に閉じこむ必要はありますか。 2. 提案書の社名等の記載は表紙のみで、本文には社名等の記載はしてはいけないのですか。 3. 商品名は記載してもいいですか。 4. mp3の変換結果に関する評価は審査項目一覧表のどの部分で行うのですか。 | 1. 提案書に閉じこむ必要はありません。 2. お見込みのとおりです。本文には社名等は記載しないでください。 3. 商品名も記載しないでください。   なお、調達範囲外のマイクなどの集音機器については、商品名を記載してください。   1. 審査項目一覧表の音声認識機能（30点）の審査の観点のうち、「音声データの変換精度」で評価します。 |